

福岡市スカッシュ協会定款

第1章 総 則

第1条 (名称)

本協会は、福岡市スカッシュ協会と称する。

第2条 (事務所)

本協会は、事務所を理事長の団体所在地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本協会は、スカッシュの普及発展及び資質の向上をはかると共に、その活動を通して、青少年の健全育成と、心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 競技会等各種大会
- (2) スカッシュに関する研究・指導
- (3) その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 委 員

第5条 (運営委員)

本協会の運営委員は、第3条の目的に賛同する者で、自薦・他薦を問わず、運営委員として登録することが出来る。

第4章 役 員

第6条 (理事会)

本協会には、次の理事会を置く。

- ① 会長 1名 ② 理事長 1名 ③ 監事 2名 ④ 監査 1名～2名以内 ⑤ 理事 若干名

第7条 (役員を選任)

役員を選出はすべて、総会において選任し、前項に定める役員の他に、名誉会長、名誉副会長、名誉顧問、会長、副会長、顧問及び相談役を置くことが出来る。

理事と運営委員の統括として理事長を選任する。

第8条 (役員任期)

役員任期は、2年とし再任は総会で決定とする

第5章 会 議

第9条（会議）

会議は理事長もしくは事務局長が総会・理事会・運営委員会を招集し、過半数の同意を得て議決を行う。

第6章 会 計

第10条（経費）

本協会の運営経費は、次の通りとする。

- （1） 寄付金または補助金、その他の収入をもってあてる。

第11条（会計年度）

- ① 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規 約

第12条（会員資格の喪失について）

- ① 本協会の名称を私的に使用したとき。
- ② 役員会・総会など、公表を旨としない文書等の漏洩。
- ③ 本協会の「趣旨」、事業や目的にそぐわない「行動や、名誉を傷つける行為」が見られたとき。

第13条（除籍）

第12条に相応するものは除籍とし、「必要に応じて法的処置も検討する」。

第8章 附 則

この規約は平成30年4月1日から施行する。